

育児休業制度

- ・ 育児休業（部分休業）の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げ（改正前：1歳未満）
- ・ 両親が育児休業等により交互に子を養育する場合には再度の育児休業が可能
- ・ 育児休業職員の業務を処理するため、臨時的任用のほか、育児休業の期間を限度とした任期付採用を措置（改正前：臨時的任用のみ）

介護休暇

- ・ 介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長（改正前：最長3月）

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限

- ・ 育児又は介護を行う職員の超過勤務の上限時間を、月24時間、かつ、年150時間に改正（改正前：年360時間）
- ・ 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の請求ができない職員の範囲の緩和

子の看護のための休暇の新設

職員が負傷又は病気の小学校就学前の子の看護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、1年に5日の範囲内